

令和6年度

事業系一般廃棄物の減量、再資源
化等に関する計画書の作成及び提
出について



和歌山市廃棄物対策課

はじめに

私たちの暮らしは、科学技術や社会経済の発展に伴い、便利で快適なものとなっています。その反面、大量生産・大量消費の生活が、身近な生活環境の悪化や地球規模の環境問題を引き起こしています。

こうした状況に対応するため、和歌山市では、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）をごみ減量・資源化の中心施策に位置付け、資源の消費を抑え、環境への負荷をできるだけ低くする「循環型社会」の構築を目指して取組を進めています。

この取組のひとつとして、和歌山市の事業者のうち、**多量に一般廃棄物を排出している事業者に対して**、和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則第3条の規定に基づき、事業系一般廃棄物の減量、再資源化等に関する計画書（減量計画書）の作成をお願いしております。

事業者の皆様の協力により、和歌山市の事業系一般廃棄物排出量は、平成26年度から減少しております。今後も業種、業態に応じたごみ減量の取組を続けていきたいと思います。

目次

〇はじめに

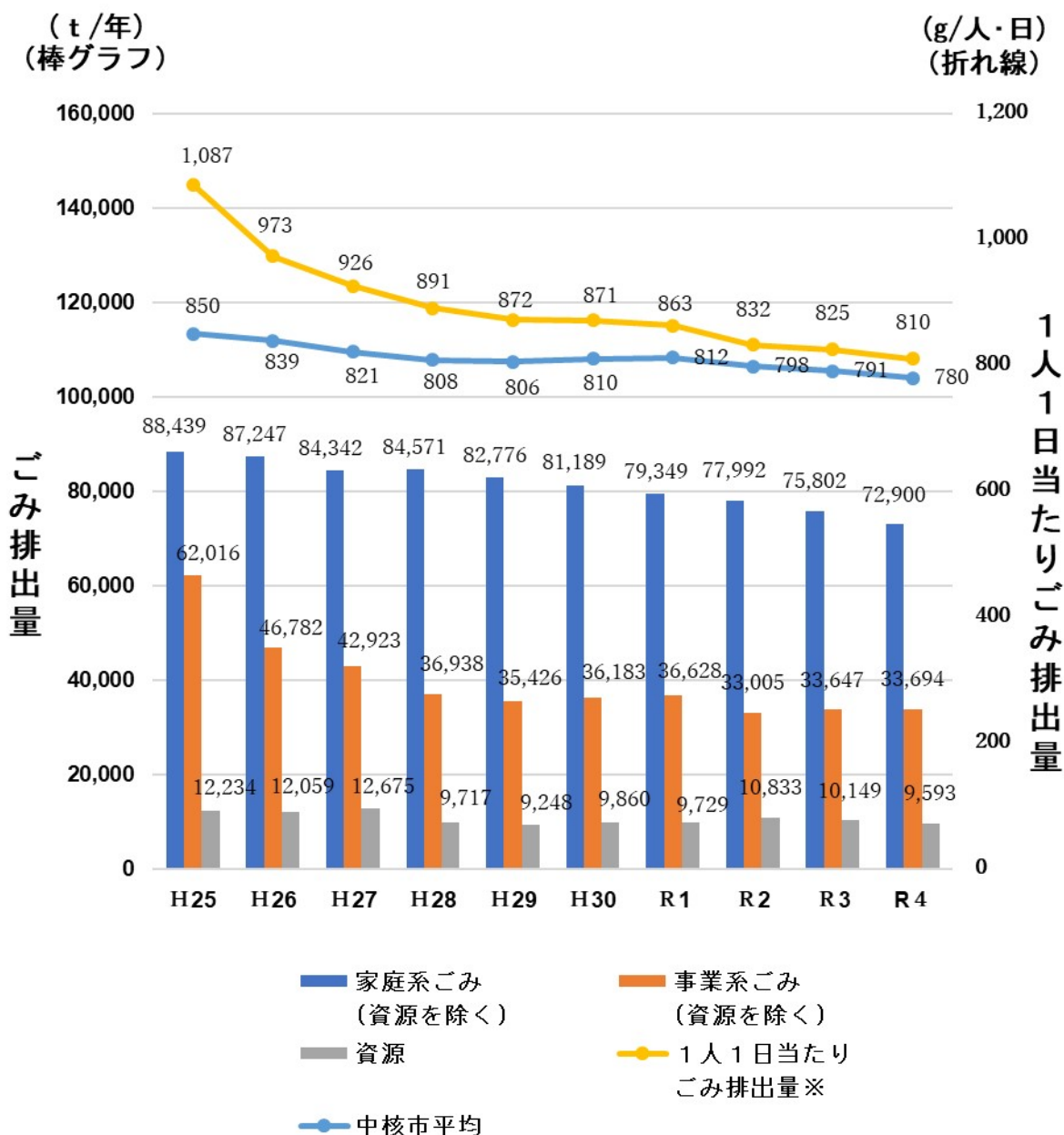
1 和歌山市のごみ排出量の現状について	1
2 減量計画書の作成・提出方法	3
3 事業系ごみ減量、再資源化の取組例	7
参考 廃棄物の種類と事業者の責務	9

根拠法令

1 和歌山市のごみ排出量の現状について

和歌山市の1人1日当たりごみ排出量について、平成22年度から平成25年度は微増傾向で推移していましたが、皆様の協力により平成26年度以降、減少しており、中核市平均に近づく傾向となっています。

和歌山市のごみ排出量の推移



※住民基本台帳人口ベースで比較。

2 減量計画書の作成・提出方法

減量計画書の作成にあたり、まずは自らの事業所から発生するごみ量を把握し、減量に関する取組を見直すことが重要です。

環境問題の関心が高まっている中、事業所全体でごみの減量やリサイクルを推進することにより、ごみ処理経費も低減になります。

「3 事業系ごみ減量、再資源化の取組例」を参考に事業者ごと（複数店舗がある場合は店舗ごと）の減量計画書を作成してください。

許可業者による収集や自己搬入による「処分されるもの」の排出量のみでなく、「再資源化されるもの」の排出量、今年度計画や実施状況、自己評価といった計画書の記入欄についても空白がないように記入して提出してください。

（1）減量計画書の内容

- ア 事業所の名称、所在地（排出場所住所）、業種、保管場所等
- イ 減量、再資源化及び適正処理に関する計画
- ウ 排出量
- エ 再資源化の状況
- オ 前年度実績の自己評価

（2）ごみ排出量の把握方法

減量計画を立てるには、まず事業所から発生するごみの量を把握することが前提です。廃棄物として出した量と資源化した量の合計が、ごみの排出量になります。したがって、どのごみが廃棄され、または再資源化されているのかを調査した上で、ごみの排出量を把握することが必要です。

ごみの排出量の把握には、次の方法があります。

- ア 収集、回収時に業者から伝票を受領している場合は、その量を集計する。
- イ 廃棄物収集運搬業者、資源回収業者に問い合わせる。
- ウ 一定期間貯め置いたものをサンプルとして計量し、その量を基礎に1年間の排出量を推計する。

・提出期日 令和6年8月30日（金）

・提出方法

原則、インターネット上の入力フォームから回答をお願い致します。

以下のURL または QR コードにて、入力フォームにアクセスしていただき、必要事項を記載の上、提出してください。

事業系一般廃棄物の減量、再資源化等に関する計画書回答入力フォーム

URL: <https://logoform.jp/form/fkMM/586444> <外部リンク>



※インターネット上の入力フォームでの回答が難しい場合は、廃棄物対策課までお問い合わせください。

計画書の入力フォーム及び様式は、和歌山市 HP の事業者→事業系ごみ・環境→事業系一般廃棄物→「事業系一般廃棄物の減量、再資源化等に関する計画書の作成及び提出について」をご確認ください。

なお、今回提出していただいた減量計画書について、事業者名を伏せた上で、良い取組としてHP 等での周知や、一般廃棄物処理計画の策定などの参考資料として使用させていただくことがありますので、ご了承願います。

3 事業系ごみ減量、再資源化の取組例

提出していただいた減量計画書から、各事業者様の参考となる例を紹介します。これらの例を参考に、引き続き事業系一般廃棄物の減量、再資源化に関する取組の推進をお願いします。

●ごみ減量の取組例

【全ての業種に共通するごみ減量】

• ごみ排出状況の把握 リデュース

ごみの種類ごとに発生量や資源化状況を把握し、定期的な評価や改善を実施し、事業所内のごみ減量の意識を向上させましょう。

• ごみ減量計画書の作成 リデュース

ごみ排出量や資源化の目標を設定するごみ減量計画書を作成し、事業所全体でごみ減量に努めましょう。

• 環境学習の実施 リデュース

ごみ減量の意義や取組状況に関する理解を深めるために、事業所での環境学習を実施し、従業員への意識付けを行いましょ。

• 排出量の削減 リデュース

ペーパータオルではなくハンドドライヤーの導入やマイボトル持参の普及等、排出されるごみを削減する新たな取組を、事業所全体で考えましょ。

【業種別のごみ減量】

官公庁、金融機関、旅行会社、その他事務所関係等

• 紙類の使用量の削減 リデュース

両面コピーや裏紙の使用、割付印刷及びペーパーレス化（社内文書の電子メール化等）等の推進により紙類の使用量を削減ましょ。

• 繰り返し使える事務用品の利用 リデュース リユース

事務用品は必要な量だけ購入し、補充式、詰替式のものを積極的に利用ましょ。
（例 ボールペン、テープのり等）

医療機関、福祉施設

• オムツの使用を減らす介護 リデュース

トイレ排泄介護や、利用者一人ひとりに適した紙おむつを使用することで、紙おむつの使用量を減らましょ。

飲食店・食品製造事業者、旅館業等

・食品ロスの削減 リデュース

飲食店では調理時に無駄なごみを出さないよう工夫し、可能な限り使いきりましょう。また、可能であれば量り売りや小盛りメニュー等を実施することで食べ残しを削減しましょう。

・生ごみ自己処理の推進 リデュース

飲食店では業務用生ごみ処理機などを利用して生ごみの排出量を削減しましょう。

・生ごみを濡らさない（水分の削減） リデュース

生ごみをできるだけ水に濡らさないように注意し、水分を含んでいる場合は水きりネットなどを利用して、できるだけ水分を取り除きましょう。

・繰り返し使える製品の利用 リデュース リユース

飲食店では割り箸や紙製おしぼり等の使い捨て製品の使用を控え、繰り返し使用可能な製品を利用しましょう。

・3010運動の普及啓発 リデュース

「宴会の開始から30分と、閉宴10分前には席に座って食事を楽しむ」という3010運動の普及啓発によって残飯を減らしましょう。

販売店

・食品ロスの削減 リデュース

食品販売店では在庫管理、賞味期限・消費期限が近づいた商品の売り切り等、工夫した取組により、できるだけ期限切れ食品の発生をなくしましょう。また、量り売りや個食に対応した商品の販売等、購入した人にとっても食べ残しが出ないように工夫しましょう。

・繰り返し使える製品の利用 リデュース リユース

仕入れの際は、ダンボール等の使用は控え、通い箱など繰り返し使用できるものを利用しましょう。

・簡易包装化、資源回収、環境に配慮した商品の販売の推進 リデュース リサイクル

簡易包装化、販売した資源の回収、エコマーク商品や詰め替え商品の販売等を推進し、市民と販売店が協力してごみ減量、資源化に取り組みましょう。

●資源化（リサイクル）の取組例

【かん、びん、ペットボトル、紙、布等の分別徹底】

・資源分別の徹底 **リサイクル**

事業所内での分別ルールを徹底し、一般ごみとして排出されているごみに含まれるかん、びん、ペットボトル、紙、布を分別しましょう。特に事務所等における書類（機密書類やシュレッダー紙を含む）などの紙類を資源化しましょう。

機密書類等の個人情報を含むものは、シュレッダー機を利用するなど、工夫をしましょう。

・来客者のごみ分別推進 **リサイクル**

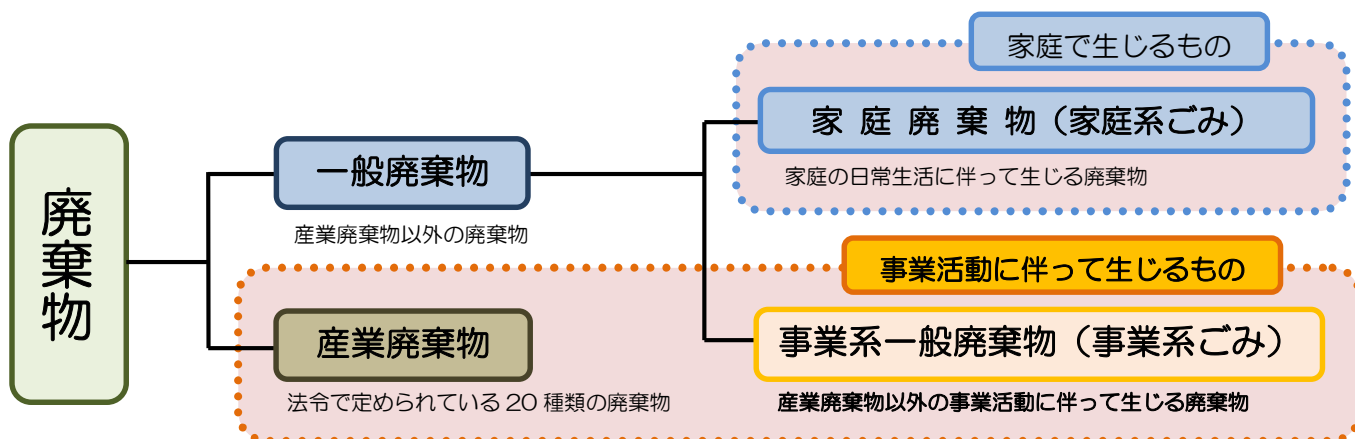
来客者が多い事業所では、来客者用分別ボックスを設置するなど、来客者が資源分別を徹底できるような環境をつくりましょう。

参考 廃棄物の種類と事業者の責務

(1) 廃棄物の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律と和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例では、廃棄物を次のように区分しています。

排出時には事業系一般廃棄物をきっちり分別し、産業廃棄物の混入がないようにしてください。



法令で定められている 20 種類の産業廃棄物は、次のとおりです。

◆すべての業種において産業廃棄物になるもの

- ①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず
⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鋤さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん

◆特定の業種においてのみ産業廃棄物となるもの

- ⑬紙くず 出版業、新聞業、製本業、建設業、印刷物加工業、パルプ製造業など
⑭木くず 建設業、木材・木製品製造業、輸入木材の卸売業など
⑮繊維くず 繊維工業、建設業など
⑯動植物性残さ 食料品製造業、医薬品製造業など
⑰動物系固形不要物 と畜業、食鳥処理場から排出される固形状不要物
⑱動物のふん尿 畜産農業に係るもの
⑲動物の死体 畜産農業に係るもの

◆その他

- ⑳産業廃棄物処理物

(2) 事業者の責務

事業系ごみの処理責任は、各排出事業者にあります。また、廃棄物の減量に努めなければならないことも法律で定められています。(裏面、根拠法令 参照)

根拠法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

第3条第1項 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

第2項 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、（後略）

第3項 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

第6条第1項 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

第6条の2第5項 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（抜粋）

第14条 市長は、1日当たり20キログラム以上又は1月当たり600キログラム以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、その排出する事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する規則（抜粋）

第3条 条例第14条に規定する必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物の減量、再資源化等に関する計画書（別記様式第1号）の作成
- (2) 事業系一般廃棄物の運搬の方法
- (3) その他市長が必要と認める事項